

景観及び歴史まちづくり

レビューの概要

評価の目的・必要性

景観法は、2004年に施行され、地方公共団体による景観計画の作成等を通じて、優良な景観の形成事例が増加している。歴史まちづくり法は、施行から10年が経過し、第1期計画の期間が終了し、第2期計画に移行しつつあり、計画に基づく取組やその成果、課題等の情報の蓄積が進んできたところである。景観及び歴史まちづくりによる、良好な景観の形成の促進や歴史的風致の維持・向上を通じた地域活性化に向けた取組の状況等について調査・分析を行い、課題を明らかにし、今後の景観及び歴史まちづくり施策の検討に資することを目的とする。

評価対象・政策の目的

評価対象：景観法及び歴史まちづくり法等に基づく景観及び歴史まちづくり施策

政策の目的：良好な景観の形成の促進や歴史的風致の維持・向上を通じた地域活性化を目的とする。

評価の視点

計画を策定する地方公共団体の一層の拡大、計画実現のための施策の推進について、地方公共団体の課題やニーズ等に対応した施策を実施できているかを評価。

評価の手法

景観及び歴史まちづくりに関する国の施策の課題について、全国の地方公共団体を対象とした全国アンケート、ヒアリング等により分析し、対応策の検討を行う。

評価結果

●景観・歴史まちづくりを推進するための地方公共団体の課題

アンケート及びヒアリング等から法制度が十分に活用されない理由を分析すると、「認知不足」「知識やノウハウの不足」「職員不足」「地域の協働、理解、関心の不足」「予算不足」といった理由があることがわかった。

①認知不足への対応

課題：小規模団体を中心に、国の法制度や支援施策等の認知度が低い。

対応：地方開催等による研修の充実、市町村への情報提供における都道府県の役割強化、取組事例や支援制度等に関する情報提供の工夫・充実等を行う。

②知識やノウハウ不足への対応

課題：職員が計画策定や届出業務における効果的な指導・協議等の実務面の知識やノウハウを身につけることが重要となるが、小規模団体を中心に、全体で約7割の地方公共団体において知識やノウハウが不足している。

対応：届出業務等の実務に役立つ講習会等の開催、技術資料等の整備による情報提供の充実、技術的課題の解決等につながる先進的な取組に対する支援を行う。

③職員不足への対応

課題：小規模団体を中心に、全体で約7割の地方公共団体において専門的な知識を持つ職員の不足が課題と認識している。

対応：外部人材や他部局等との連携事例や少人数で取り組むための工夫事例に関する情報提供、計画策定時における支援を行う。

④地域の協働、理解、関心の不足への対応

課題：約4割の地方公共団体が地域の担い手不足や地域住民の関心の低さを課題と認識している。

対応：地域住民等の意識の向上や地域活動の活性化等を図る取組に対する支援、取組事例に関する情報提供を行う。

⑤予算不足への対応

課題：景観及び歴史まちづくりの推進にあたり、約6割の地方公共団体が財源の不足を課題と認識している。

対応：歴史的建造物の継続居住や空き家活用の促進、景観に配慮した公共事業を可能とする効果的な支援制度の拡充や創設を行う。

主な課題

●認知不足

- ・地方公共団体に国の法制度や支援施策、取組や効果の事例等の情報を十分に理解してもらった上で、それぞれの団体が必要な施策は何かを考えて実施していくことが望ましいが、小規模団体を中心に、国の法制度や支援施策等の認知度が低い。

●知識やノウハウ不足

- ・景観及び歴史まちづくりの施策の推進にあたっては、法制度や事例等の理解に加え、職員が計画策定や届出業務における効果的な指導・協議等の実務面の知識やノウハウを身につけることが重要となるが小規模団体を中心に、約7割の地方公共団体において知識やノウハウが不足していると認識している。

●職員不足

- ・景観及び歴史まちづくりの施策の推進にあたっては、届出業務における指導・協議や建築物の外観修景への補助、住民の合意形成など手間がかかりかつ専門的な知識を要する業務が多いため、小規模団体を中心に、約7割の地方公共団体において専門的な知識を持つ職員が不足していると認識している。

今後の対応方針

①【計画を策定する地方公共団体の一層の拡大】

●情報提供の手法の改善

- ・幅広い団体が参加しやすいように、短期間の研修等を中小の地方都市においても開催する。
- ・地方公共団体の首長等への働きかけを行い制度や効果等について周知を図る。
- ・都道府県等に対して管内市町村への情報提供、計画策定に取り組もうとする市町村への助言・アドバイス等に積極的に取り組むよう依頼する。

●提供する情報の工夫・充実

- ・取組事例や支援制度等に関する情報について、わかりやすくきめ細やかな情報提供を行う。
- ・限られた人数で工夫しながら取組を行っている事例について情報提供を行う。

●計画策定に対する支援の創設

- ・スタートアップ支援として計画等の策定・改訂時の調査等に対する専門人材の派遣や調査費に対する補助を行う。

主な課題

●地域の協働、理解、関心の不足

・景観及び歴史まちづくりの施策の実施にあたっては、地域住民の理解や関心が不可欠である。また、地方公共団体のマンパワーや予算には限界があるため、地域住民が地域の景観のルールづくりや街並み形成の担い手として積極的に役割を果たし、地方公共団体と協働していくことが望ましいが、約4割の地方公共団体が地域の担い手不足や地域住民の関心の低さを課題と認識している。

●予算不足

・景観及び歴史まちづくりの施策の推進にあたっては、建築物の届出業務等を通じた景観誘導に加え、建築物の外観修景や歴史的建造物の保全・修理等のハード施策や民間の活動支援、普及啓発等のソフト施策を実施しており、様々な支援制度を活用して財源を確保している地方公共団体もあるが、約6割の地方公共団体が財源の不足を課題と認識している。



今後の対応方針

②【計画実現のための施策の推進】

●提供する情報の工夫・充実

- ・専門的な知識を学べる実務に役立つ講習会等を開催する。
- ・建築基準法に対応させながら歴史的建造物を保存・活用するための方法など最近の課題に対応した技術資料等を整備する。
- ・外部人材や他部局等との連携の事例や外部人材に関する情報提供を行う。
- ・普及啓発活動や教育活動など地域住民等の意識向上につながる取組や地域住民等との連携を図る取組の事例の情報提供を行う。

●支援制度の拡充・創設等

- ・歴史的建造物の継続居住や空き家活用の促進、公共事業における景観配慮等を可能とする効果的な支援制度(補助、税制)の拡充や創設を図る。
- ・技術的課題の解決等につながる先進的な取組や職員の専門性の向上に向けた取組、地域活動の活性化や地域住民等との連携を図る取組に対する支援、景観教育などの地域住民等の意識向上につながる国の取組を行う。